



愛媛県報

発 行 愛 媛 県

印 刷 岡田印刷株式会社

平成18年 6 月 6 日火曜日 第1766号

◇ 目 次 ◇

不健全な図書類等の指定.....	511
鳥獣保護区の指定及び特別保護地区の指定に関する公聴会の開催（2件）.....	512
愛媛県視聴覚福祉センターの点字印刷物売払代金収納事務の委託.....	512

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	512
-------------------------------	-----

人事委員会規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... 513

労働委員会告示

労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定の一部改正..... 513

告 示

○愛媛県告示第 882 号

愛媛県青少年保護条例（昭和42年愛媛県条例第20号）第5条第2項の規定に基づき、次の図書類等を青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類等として指定する。

平成18年 6 月 6 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

図書類等

種 別	番 号	名 称	号別又は発行年月日	発 行 者	諮 問 の 理 由
雑 誌	18 001	ニャン2 倶楽部	7 月 号	(株) コアマガジン	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
"	18 002	ニャン2 倶楽部 マニアックス VOL.22	6 月号増刊	(株) コアマガジン	
"	18 003	ドクッ!!	7 月号増刊	(有) 光彩書房	
"	18 004	やっぱ人妻でちゅ!!	6 月 号	(株) 白石書店	
"	18 005	アップル写真館	6 月 号	(株) 大洋図書	
"	18 006	あいしてあげる	6 月 号	(株) 大洋図書	
"	18 007	YO!	7 月 号	(株) 大洋図書	
"	18 008	DEEP Moment		富士美出版(株)	
"	18 009	プリギヤル	6 月 号	マイウェイ出版(株)	
"	18 010	人妻熟女ざかり	7 月 号	(株) 桃園書房	
"	18 011	レモンクラブ	6 月 号	(株) 日本出版社	
"	18 012	COMIC 快樂天ピースト Vol.8	6 月号増刊	(株) ワニマガジン社	
ビデオテープ	18 013	熟女メイド	MES-10	(有) ロビンソン	
"	18 014	熟旅情	PPL-04	アイルビークリエイト(株)	
"	18 015	女優拘束マニア16	MC-016	(株) ワンズファクトリー	

"	18 016	新人ナースはるか ~ 恥ずかしいお仕事 ~	MMD - 0596	(株) G P ミュージアムソフト
"	18 017	何も知らない乙女たち もみじ20歳	SI - 12	エイチ・エス映像
"	18 018	萌えあがる募集若妻⑧ あやかさん	MB - 008	夜 伽 屋
DVD	18 019	IN P I S H 折原まみ	XV - 227	(株) マックス・エー
"	18 020	C a s u a l 小川あさ美	XV - 319	(株) マックス・エー

○愛媛県告示第 883 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

平成18年6月6日

愛媛県知事 加戸守行

- 日時 平成18年6月30日（金）午後1時30分
- 場所 四国中央市三島宮川四丁目6番53号
愛媛県四国中央庁舎3階会議室
- 案件 次の特別保護地区の指定
 - 名称 奥之院鳥獣保護区特別保護地区
 - 区域
奥之院鳥獣保護区のうち、新宮ダムえん堤西端を起点とし、ここから同鳥獣保護区界をほぼ南西に進み、旧宇摩郡新宮村と旧伊予三島市との境界に至り、ここから更に同区界を北に進み、銅山川を渡り、同川左岸に至る。ここから同岸を下流に進み、同えん堤東端に至り、ここから同えん堤を渡り、起点に至る線に囲まれた区域
 - 存続期間 平成18年11月1日から
平成28年10月31日まで
- その他 公聴会開催に関する問い合わせ先は、次のとおり。
西条地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班
(電話0896 23 2393)

○愛媛県告示第 884 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

平成18年6月6日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年6月6日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県知事 加戸守行

- 日時 平成18年6月27日（火）午前10時
- 場所 上浮穴郡久万高原町久万571番地の1
愛媛県久万高原庁舎3階会議室
- 案件 次の特別保護地区の指定
 - 名称 岩屋寺鳥獣保護区特別保護地区
 - 区域
岩屋寺鳥獣保護区のうち、上浮穴郡久万高原町直瀬乙1662番地5及び同町直瀬乙1662番地6並びに同町七鳥1286番地、同町七鳥1442番地、同町七鳥1443番地、同町七鳥1444番地、同町七鳥1466番地、同町七鳥1467番地、同町七鳥1468番地及び同町七鳥1471番地の岩屋寺の所有地の区域一円
 - 存続期間 平成18年11月1日から
平成28年10月31日まで
- その他 公聴会開催に関する問い合わせ先は、次のとおり。
松山地方局産業経済部久万高原森林林業課
(電話0892 21 1265)

○愛媛県告示第 885 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、愛媛県視聴覚福祉センターの点字印刷物売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成18年6月6日

愛媛県知事 加戸守行

- 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団
松山市道後町二丁目12番11号
- 委託期間
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年5月26日	特定非営利活動法人 コミュニケーションハンディ キャップ研究会	明 智 美 香	新居浜市庄内町一丁目9番27号	この法人は、コミュニケーションハンディ キャップを持つ自閉症児・者等に対して、 環境構築による生涯にわたる社会的、生活 的自立支援に関する事業を行うとともに、 権利擁護ならびに自閉症に関する地域理解 の促進を図り、自閉症児・者等の福祉の増 進に寄与することを目的とする。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13 - 154

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年6月6日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13 - 17）の一部を次のように改正する。

別表上島町の部町長部局の項中

「

せとうち交流館	館長
---------	----

」を削り、同表久万高原町の部町長部局の項職の欄中「総務課総務行政課長補佐 企画財政課企画財政課長補佐 総務課人事係長 企画財政課財政係長」を「総務課班長（人事又は予算を担当するものに限る。）」に、「看護師長 看護師長心得」を「総看護師長」に、「施設長 事務局長」を「施設長事務長」に改め、同部教育委員会の項同欄中「課長」を「事務局長」に改め、同表松前町の部町長部局の項同欄中「企画財政課専門員」を「企画財政課長補佐（予算を担当するものに限る。）」に改め、同表内子町の部町長部局の項中

「

保育所	所長
-----	----

」を削り、同表伊方町の部町長部局の項同欄中「課長 総務課長補佐 財政課長補佐」を「課長（課付のものを除く。） 総務課長補佐 財政課事務専門員」に改め、同部教育委員会の項中

「

中学校	校長 教頭
-----	-------

」に
「

中学校	校長 教頭
公民館	館長

」

改め、同表松野町の部町長部局の項同欄中「総務企画課長補佐 総務企画課人事係長 財政課財政係長」を「総務課長補佐 総務課人事係長」に改め、同表愛南町の部町長部局の項同欄中「企画財政課長補佐」を「企画財政課長補佐（予算を担当するものに限る。）」に改め、同項機関の欄中「在宅介護支援センター」を「地域包括支援センター」に改め、同項中

「

養護老人ホーム	所長
---------	----

」を

「

養護老人ホーム	施設長
---------	-----

」に

改め、同部教育委員会の項職の欄中「課長」を「課（室）長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

労働委員会告示

○愛媛県労働委員会告示第2号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、愛媛県公営企業の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を平成18年5月26日認定したので、企業職員に係る労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定（昭和53年5月愛媛県地方労働委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成18年6月6日

愛媛県労働委員会

会長 白石喜徳

表を次のように改める。

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者
本局	局長、課長、技幹、課長補佐、技術課長補佐、専門員（人事、給与、法令、秘書事務又は予算編成及び執行に関する事務を担当する者に限る。）、総務課総務企画係長、同予算係長、同出納決算係長、県立病院課管理係長、総務課担当係長、同総務企画係に属する主任及び主事（人事、給与、法令又は秘書事務を担当する者に限る。）、同予算係及び県立病院課管理係に属する主任及び主事（予算編成及び執行に関する事務を担当する者に限る。）
発電所 管理事務所	所長、総務課長、発電課長（銅山川発電所に限る。）、管理課長、出張所長
県立病院	院長、事務局長、副院長、センター長、企画調査監、事務局次長、総務課長、総務課長補佐、経営企画室長、看護部長

--	--